

大情審答申第 387 号
平成 27 年 3 月 13 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会
会長 松本 和彦

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

別表の（い）欄により諮問のありました件について、一括して次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が行った別表の（か）欄に記載の決定（以下「本件各決定」という。）は、いずれも妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、別表の（う）欄に記載の年月日に、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、別表の（え）欄に記載の旨の公開請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 本件各決定

実施機関は、本件各請求のうち公文書を保有していると判断したものについては別表の（き）欄に記載の公文書を特定した上で、条例第 10 条第 1 項に基づき別表の（か）欄に記載の公開決定を、また、本件各請求のうち公文書を保有していないと判断したものについては、保有していない理由を別表の（き）欄に記載のとおり付して、同条第 2 項に基づき別表の（か）欄に記載の不存在による非公開決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、別表の（く）欄に記載の年月日に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき、異議申立て（以下「本件各異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね別表の（け）欄に記載のとおりである。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね別表の（こ）欄に記載のとおりである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

本件各異議申立てにおける争点は、本件各決定のうち公開決定については、別表の（き）欄に記載の公文書以外に特定すべき公文書の存否であり、また、本件各決定のうち不存在による非公開決定については、特定すべき公文書の存否である。

3 本件各決定の妥当性について

異議申立人は、実施機関の対応に問題があるのは、実施機関が職員向けに行う研修に問題があるからであるという見解に基づき、本件各請求を行ったと解される。

これを踏まえると、本件各請求は、探索するまでもなく、他に特定すべき公文書が存在しないことは明白であり、別表の（こ）欄に記載の実施機関の主張に特段、不自然不合理な点は認められない。

4 今後の対応について

今後、同じ異議申立人から、別表の（え）欄に記載の旨の公開請求が改めてなされた場合はもとより、これと実質的に同趣旨の公開請求がなされた場合には、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されることから、実施機関は当該公開請求を却下すべきである。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 松本和彦、委員 小林邦子、委員 西村枝美、委員 坂本 団、委員 井上英昭